

「延岡総合文化センター」及び「野口遵記念館」の指定管理者の選定方法(案)について

今年度末をもって、指定期間が終了する延岡総合文化センターと令和4年11月に開館予定の野口遵記念館の次期指定管理者の選定方法は、両施設を一体的に管理することを前提に公募により選定します。

1. 公募する施設

1) 名 称 延岡総合文化センター

所在地 延岡市東浜砂町 611 番地 2

延岡総合文化センター（以下「文化センター」という。）は、国の田園都市構想に基づく中核施設として、宮崎県北部広域市町村圏域（当時 15 市町村、現在 9 市町村）の文化振興を図るために昭和 60 年に建設され、同年 11 月に開館した、文化芸術の鑑賞と発表の場となる施設です。

2) 名 称 野口遵記念館

所在地 延岡市東本小路 119 番地 1

野口遵記念館は、令和元年6月3日に閉館した延岡市公会堂「野口記念館」跡地に建設を予定しており、令和4年11月の開館を予定している施設です。

また、「延岡新興の母」である野口遵翁の顕彰を行い、市民が親しみやすく利用しやすい文化施設をめざし、さらに、内藤記念館、延岡城跡等の周辺施設等と一体となり、歴史文化ゾーンの一翼を担う施設でもあります。

2. これまでの経過

施設の運営と、運営する財団法人に係る主な経緯は以下のとおり。

- ・昭和 58 年 12 月 10 日 文化センター建設着工
- ・昭和 60 年 8 月 9 日 「財団法人延岡総合文化センター」設立許可
- ・昭和 60 年 11 月 13 日 文化センターが開館
- ・平成 2 年 11 月 1 日 財団法人が野口記念館の管理についても受託開始
- ・平成 18 年 4 月 1 日 財団法人が非公募により、第 1 期目の指定管理者となる。
(H18.4.1~H23.3.31)
- ・平成 23 年 4 月 1 日 財団法人が非公募により、第 2 期目の指定管理者となる。
(H23.4.1~H28.3.31)
- ・平成 28 年 4 月 1 日 財団法人が非公募により、第 3 期目の指定管理者となる。
(H28.4.1~R3.3.31)
- ・平成 30 年 4 月 1 日 「公益財団法人のべおか文化事業団」に名称変更

3. 公募する理由

- (1) 本市の指定管理者制度運用方針（平成 28 年度改定）と整合すること。
- (2) 県内及び全国の公立文化会館の多くが、公募により指定管理者を選定していること。
- (3) 公募することにより、施設管理に競争原理が働き、市民サービスの向上が見込めること。

4. 公募により指定管理者が交代した場合の懸案事項とその対応

- (1) 現指定管理者の職員の雇用については、選定における審査項目に含めるとともに、募集要項及び仕様書に「雇用について配慮すること」を明記します。
- (2) 「のべおか「第九」を歌う会」、「延岡フィルハーモニー管弦楽団」などの文化活動団体の支援の継続については、選定における審査項目に含めるとともに、募集要項及び仕様書に「文化活動団体の支援」について明記します。

5. 一体的管理とする理由

- (1) 「野口遵記念館建設 基本構想・基本計画（平成 30 年 3 月）」においては、管理運営の基本的な考え方として、「本市の文化振興施策を展開するにあたり、規模の異なる両施設について一体的な管理運営を行っていくことが望ましい」とされていること。
- (2) 両施設は、文化公演や会議・展示等に係る貸館業務等を行う施設として共通しており、特に、文化センターの大ホール（1306席）、小ホール（287席）、野口遵記念館（675席）の3つのホールを一括で管理することで、市民からのニーズに対して適切なアドバイスができること。
- (3) 個別管理に比べて、人件費等の管理経費の節減が期待できること。
- (4) 両施設の広報やPRなどについて、連携して取り組みやすいこと。

6. 管理の基準

1) 休館日

文化センター及び野口遵記念館の休館日は次のとおりとします。

- (1) 火曜日（野口遵記念館については、平日の一日を休館とするが、曜日は未定である。）
- (2) 12月28日から翌年の1月3日まで
- (3) 市長が必要と認めるときには休館日を変更することができる。

2) 開館時間

- (1) 文化センター及び野口遵記念館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- (2) 市長が必要と認めるときには、開館時間を変更することができる。

7. 施設管理運営

1) 施設管理運営について【共通事項】

文化センター及び野口遵記念館の管理にあたっては、当該施設が芸術、教養、文化の向上を目的として設置された施設であることを踏まえ、法令や条例等を遵守し、次の事項に沿って行うこと。

- (1) 文化センター及び野口遵記念館が、本市の文化振興の拠点であることを十分に認識し、運営に努めること。
- (2) 自主文化事業の充実と情報発信を図ること。
- (3) 文化センター及び野口遵記念館が、地域住民の平等な利用を確保できること。
- (4) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 効率的な運営を行うこと。
- (7) 管理運営費の削減に努めること。
- (8) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (9) 新型コロナウイルス等の感染症対策を講じること。

【文化センターのみ該当】現在の文化活動団体の育成・支援に継続して努めること。

【野口遵記念館のみ該当】新たに設置される野口遵翁顕彰ギャラリーの活用を工夫すること。

8. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 文化センター及び野口遵記念館の管理運営に関する業務

- ①文化センター及び野口遵記念館の管理運営に要する職員の確保。
- ②文化センター及び野口遵記念館の使用許可、使用許可の取消し及び利用料金の収納等を行うこと。
- ③指定管理者が自ら行う文化事業・企画展示事業に関すること。
- ④利用者の安全対策、緊急時対策、防犯・防火対策、感染症対策を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ①施設内の日常清掃・定期清掃及び害虫等の定期的な防除業務。
- ②機械設備等の保守点検業務。
- ③駐車場・駐輪場の管理に関する業務。

(3) 野口遵記念館の開館前に係る準備業務

- ①野口遵記念館の開館に向けた準備全般（自主文化事業の企画も含む。）
- ②開館記念イベントの企画運営。
- ③開館後の施設利用の申込受付など。

(4) その他施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務

(5) その他

当該施設の管理運営・維持管理に関しては、業務全体の一括委託はできないが、一部の業務については他の業者に委託することができる。

9. 応募資格

(1) 応募資格

- ①法人その他の団体であること。
- ②消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。
- ③宮崎県内に本店もしくは支店を有すること。
- ④宮崎県内において、公立文化会館（文化ホール機能を有する公立文化施設のことをいう。）の指定管理の実績があること。

(2) 欠格事項

法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
- ② 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。
- ④ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。
- ⑤ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。
- ⑥ 法人等又は法人等の役員が国税及び地方税を滞納している。

10. 選定の基準と配点

選定基準	審査基準	配点
(1) 市民の平等な利用が確保されること	①関係する条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。	10
	②情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	10
	小 計	20
(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の管理業務に対する基本方針は適切か。(延岡総合文化センター条例等の趣旨に沿っているか。)	10
	②施設毎の自主文化事業への取組は適切か(又は提案がなされているか)。	10
	③利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。	10
	小 計	30
(3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	①総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10
	②文化センターの経費節減のための方策は適切か。	10
	③野口遵記念館の管理経費の設定に無理はないか。	10
	小 計	30
(4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること	①法人等の経営状況に問題はないか。	10
	②施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なものか(又は提案がなされているか)。また、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。	10
	③施設管理を安定的に行う能力を期待することができるか。	10
	小 計	30
(5) 文化センター及び野口遵記念館の管理に係る雇用については、延岡市民の積極的な雇用を図る提案になっているか(現指定管理者以外の場合には、施設に精通する従前の施設職員の再雇用について配慮する提案となっているか)。	20	
(6) 野口遵記念館の開館に向けた円滑な準備、開館記念イベントの企画運営、開館後の施設利用の申込受付などの業務に適切に対応できる体制や計画が提案されているか。	10	
(7) 「のべおか「第九」を歌う会」、「延岡フィルハーモニー管弦楽団」、「ひむかオペラの会」などの市民による文化活動団体への継続的な支援が見込めるか。	20	
(8) 野口遵記念館について、野口遵翁顕彰ギャラリーの活用方法の提案は適切か。	10	
合 計		170

11. 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）までとします。

12. 利用料金制の有無

- (1) 文化センターと野口遵記念館は、利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。
- (2) 文化センターの利用料金は、延岡総合文化センター条例に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

13. 指定管理料の上限額とその積算根拠

文化センターと野口遵記念館を合わせた令和3年度以降の指定管理料の上限額は、以下の通りとし、利用料金収入及び維持管理費用等を考慮のうえ、予算の範囲で市が決定し、具体的には各年度の協定書で明記します。

ここにあげている管理運営経費は、公募を行うにあたっての試算であり、令和3～5年度については、年度毎に精算を行います。

(1) 年度毎の業務

年 度	文化センター	野口遵記念館
令和3年度	管理運営業務全般	開館準備、会場利用申請受付、 自主文化事業企画業務等
令和4年度	//	開館準備、会場利用申請受付、 自主文化事業・開館記念イベントの企画運営業務等、 開館後の管理運営業務
令和5～7年度	//	管理運営業務全般

(2) 年度毎の上限額

年 度	文化センター分	野口遵記念館分	指定管理料上限額合計
令和3年度	67,393千円	9,186千円	76,579千円
令和4年度	67,393千円	64,171千円	131,564千円
令和5～7年度 (各年度)	67,393千円	67,313千円	134,706千円

(3) 積算根拠

【指定管理料の算出方法】

指定管理料は、管理運営経費から利用料金収入を差し引いた金額で設定しています。

なお、野口遵記念館の利用料金は、開館時から発生するため、令和3年度の指定管理料は管理運営経費と同額で設定し、令和4年度の指定管理料は、管理運営経費から、開館時より発生する利用料金収入を控除した額で設定しています。

【利用料金収入】

- ① 文化センターは、過去5年間（平成27～令和元年度）の利用料金収入の平均をもとに設定しています。＊過去5年間の平均：32,000千円
- ② 野口遵記念館は、現時点で、ホール等の利用料金が決まっていないため、文化センター大ホールの下部座席利用（810席）の料金、練習室、楽屋の平日・全日の利用料金をもとに設定しています。

＊R4：7,292千円 R5～7：各17,501千円

【管理運営経費】

- ① 文化センターの管理運営経費（令和3～7年度まで同額）は、次表の通り
(単位：千円)

費目	金額	備考
人件費	41,522	職員8名（館長、正職員、臨時・嘱託）
光熱水費	14,050	電気、ガス、上下水道
修繕料	3,200	設備等の修繕
委託料等	28,247	舞台業務、設備点検、警備、清掃等
事務費	10,054	旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、賃借料等
その他	2,320	自主文化事業費、振込手数料等
計	99,393	

- ②野口遵記念館の管理運営経費（令和3～5年度までは業務内容に応じ変動）は、
次表の通り

※ただし、建設スケジュールの進捗により、金額に変更が生じる可能性があります。
(令和3年度)

(単位：千円)

費目	金額	備考
人件費	7,518	職員2名（課長は文化センター兼務とし、正職員2名分）
事務費	1,668	旅費、消耗品、印刷製本費
計	9,186	

(令和4年度)

(単位：千円)

費 目	金 額	備 考
人件費	35,821	職員7名(課長、正職員、会計年度任用職員)
光熱水費	12,940	電気、ガス、上下水道
修繕料	500	設備等の修繕
委託費	17,816	舞台業務、設備点検、警備、清掃等
事務費	3,751	旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、賃借料等
その他	635	自主文化事業費、振込手数料等
計	71,463	

(令和5・6・7年度)

(単位：千円)

費 目	金 額	備 考
人件費	35,821	職員7名(課長、正職員、会計年度任用職員)
光熱水費	17,242	電気、ガス、上下水道
修繕料	670	設備等の修繕
委託費	24,502	舞台業務、設備点検、警備、清掃等
事務費	5,409	旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、賃借料等
その他	1,170	自主文化事業費、振込手数料等
計	84,814	